

○電磁的記録の開示の方法に関する規則（原文縦書）

平成十三年三月二十三日

山口県規則第四号

改正 平成一四年三月二九日規則第二六号

平成一七年三月三十一日規則第四六号

令和五年三月二八日規則第二五号

〔フィルム及び電磁的記録の開示の方法に関する規則〕をここに公布する。

電磁的記録の開示の方法に関する規則

（令五規則二五・改称）

1 次の各号に掲げる電磁的記録についての山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第十六条第二項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの
交付

三 電磁的記録（前二号又は次号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの（二に掲げる方法にあつては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。）

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

ロ 当該電磁的記録を実施機関の保有する専用機器により再生したものの閲覧又は視
聴

ハ 当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体に複写したもの
の交付

ニ 当該電磁的記録を電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子
計算機に備えられたファイルに複写させる方法

四 映画フィルム 次に掲げる方法

イ 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

ロ 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

2 前項に規定する方法により提供し、又は提示することができない電磁的記録についての
山口県情報公開条例第十六条第二項の規則で定める方法は、実施機関が別に定める方法と
する。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第二六号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第四六号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第二五号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。